PFU
a Fujitsu company

署名・タイムスタンプキット

国内初!※電子証明書とタイムスタンプの取得券を1つに!
電子文書の証明力強化で内部統制にも活用!

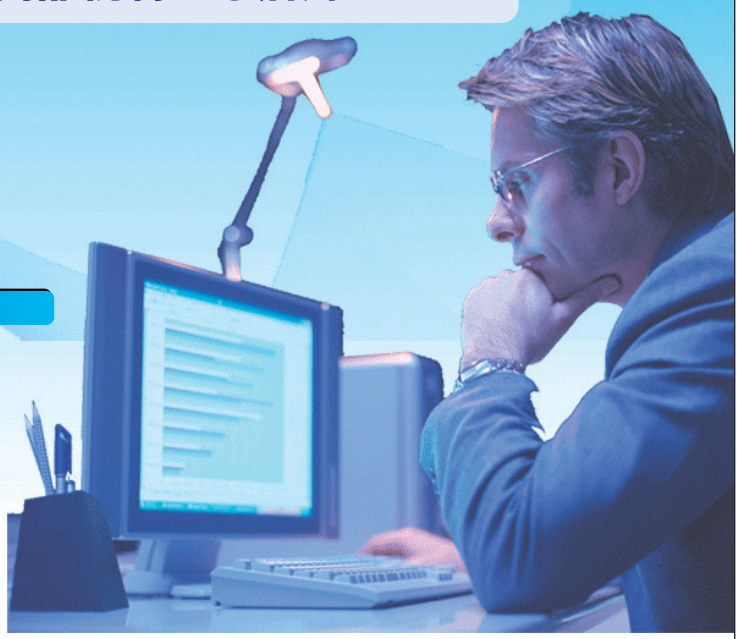

※特定認証局が発行する電子証明書と時刻認証業務認定を受けたタイムスタンプにおいて

製品概要

「署名・タイムスタンプキット」は、
特定認証局が発行する電子証明書と、財団法人日本データ通信協会の認定を受けたタイムスタンプ双方の取得券をキット化した商品です。
電子署名とタイムスタンプを電子データや電子文書に付与することで、高い証明力を確保できるため、企業・組織のコンプライアンス強化や知的財産権の保護に加えて、
企業の内部統制情報の信憑性確保にも有効です。

特　長

電子データ・電子文書の管理に「電子署名」と「タイムスタンプ」

- 電子データ・電子文書の証明力を高める電子署名とタイムスタンプをキット化
- 企業での購入が簡単・割安
- ScanSnap S500（別売）と連携して、簡単に電子署名とタイムスタンプが付与可能
- 電子署名とタイムスタンプ付PDFファイルを楽²ライブラリパーソナル（別売）で、簡単にファイリング

用　途

コンプライアンス
（内部統制・知財・PL法など）

電子商取引
（EDIデータなど）

情報公開
（PDFファイルなど）

電子申請
（電子文書の交付など）

議事録　点検記録
IR情報　ソースプログラム
図面　音声データ
注文書　電子カルテ
領収書　仕様書
申込書　監査報告書　など

製造業　通信業　金融業
保険業　食品業　会計業
流通・サービス業　医療　電力
自治体　など

タイムスタンプ

財団法人日本データ通信協会の「タイムビジネス信頼・安心認定制度」の認定を取得した「PFU　タイムスタンプサービス」を1千スタンプ発行可能な 1 ID 取得券を同梱

信頼安心 時刻認証業務 財団法人 日本データ通信協会 認定タイムビジネス
PFU TimeStamp Service
SD0002

電子証明書

特定認証局（日本商工会議所）の電子証明書を購入できる電子証明書取得券を同梱

コンパクト両面カラースキャナ ScanSnap S500 との活用例

Color Image Scanner

紙文書の読み取り、電子署名とタイムスタンプの付与をワンプッシュで!

●ScanSnap S500の設定により、ワンプッシュで紙文書の読み取り、PDFファイルへの電子署名とタイムスタンプ付与ができます。

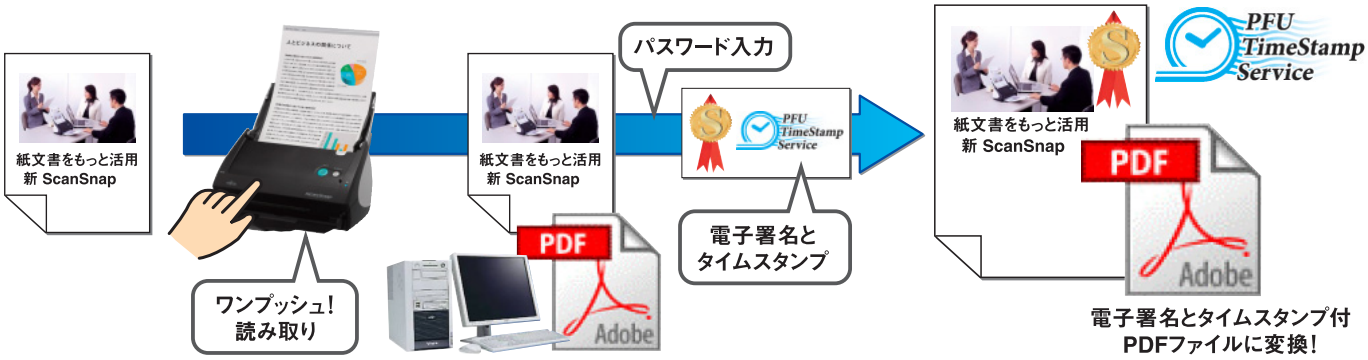

デジタルバインダ 楽ライブラリ パーソナル V3.0 との活用例

らくらく閲覧!

マウスでクリックしながらパラパラめくり!

- 付箋紙／マーカ／インデックス／目次
- キーワードによるページ検索
- ページの複写／移動／削除／消去
- URLリンク設定
- データの印刷／保存／メール送信

らくらく管理!

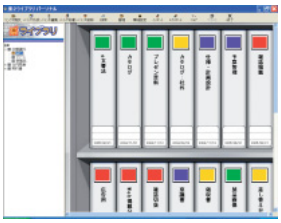

書棚やバインダをそのまま再現!

- 書庫→キャビネット→バインダへ保管
- タイトル／日付／目次
- インデックスによるバインダ検索
- データの共有化

■製品内容

●日本商工会議所 一般行政手続用電子証明書（タイプ1-E）1 枚取得券	1枚
●PFU タイムスタンプサービス 1 千スタンプ発行可能 1 ID 取得券	1枚
●PFU タイムスタンプサービス 利用申込書	1枚
●PFU タイムスタンプ 利用申込用封筒	1枚
●署名・タイムスタンプキット 取扱説明書	1冊

■価 格

品　名	手配型名	価　格
署名・タイムスタンプキット	ST-TS001Z	24,150円（税抜価格 23,000円）

（1）Adobe® Acrobat®とPFUタイムスタンプサービスについて

1.使用するパソコンに「Adobe®Acrobat®」と「PFUタイムスタンプ for Adobe®Acrobat®」がインストールされている必要があります。
※「Adobe®Acrobat®7.0 Standard」および「PFUタイムスタンプ for Adobe®Acrobat®」は、ScanSnap S500に添付されております。「Adobe®Acrobat®7.0 Standard」をお持ちでない場合は、別途購入が必要です。

2.スタンプ発行ライセンスの残数がゼロになった場合、タイムスタンプの取得はできませんので、別途追加ライセンスのご購入が必要です。

3.本サービスでは、お客様のライセンス利用実績が1年間ない場合、所有するユーザーID、および、スタンプ発行ライセンスは消滅しますのでご注意願います。1スタンプでもご利用されていれば、その時点から1年間の有効期間となります。ご利用の実績がない期間が、11ヶ月を経過した時点で、PFU タイムスタンプサービス顧客管理窓口より、登録ご担当者様宛てにメールにて事前通知をご案内いたします。

（2）電子証明書について

1.電子証明書の取得・利用にあたっては、日本商工会議所・ビジネス認証局への申請が必要となります。申請方法およびその利用に関する条件は、日本商工会議所のホームページ（http://ca.jcci.or.jp/）をご覧ください。
2.取得券は、電子証明書の代金の支払に代わるものです。本取得券を申請書類と共に日本商工会議所・ビジネス認証局へ提出することにより入金扱いとなります。
3.電子証明書の有効期間は、2年と30日です。有効期間の30日前までに再発行の申請をしてください。
※「30日」部分は、現在使用している電子証明書から新しい電子証明書へ途切れることなく切り替えることができるよう、予備として設定している期間です。詳細は、日本商工会議所のホームページ（http://ca.jcci.or.jp/）をご覧ください。

Adobe、AcrobatおよびReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビ システムズ社）の商標または登録商標です。ビジネス認証は、日本商工会議所の登録商標です。
その他記載されている一般製品名、社名は、各社の商標または登録商標です。

署名・タイムスタンプキットに関する情報をインターネットで提供しております。
詳しくは、「PFU タイムスタンプサービス」ホームページをご覧ください。

http://www.pfu.fujitsu.com/tsa/

PFU a Fujitsu company
株式会社 PFU
イメージビジネス営業統括部　第一営業部
〒212-8563 川崎市幸区堀川町580（ソリッドスクエア東館）
Tel:（044）540-4538　FAX:（044）540-4639
E-Mail:tsa@pfu.fujitsu.com

2006年3月 H-045 KNT-20S